2026 年 3 月 12 日

予備２９－４１

肢ア

申立事項，５００万のうち，２００万円を超えた部分についての不存在

裁判所，５００万のうち，３００万円を超えた部分についての不存在

申立事項の範囲内。一部認容として判決可。原告の合理的意思，被告の不意打ち防止。

認定可能。注意ポイント，一部認容，一部棄却とする。

肢イ

・訴えの取下げの合意。

明文なき訴訟契約の有効性の問題。

任意訴訟の禁止できない筋。（法定手続）

したがって，明文ないから，効果が生じないとも。（論理的帰結）

不都合，私的自治が害される。当事者の意思を尊重して，柔軟な訴訟活動を許すべき。（必要性）

民事訴訟は，私的自治の延長の側面もある。そこで，当事者の処分できる範囲，処分権主義，弁論主義の範囲では，当事者間の合意も許容される趣旨。

訴えの取下げは，処分権主義の範囲。有効。

・訴えの取下げの合意の効果

明文なく問題。訴えの取下げを認定すべきでは。任意訴訟の禁止。法定手続により無理

そこで，訴訟要件で，主張があれば訴えを却下する，抗弁事項と解するのが相当。

抗弁事項：訴訟要件は，職権調査，職権探知が原則だが，訴えの取下げは，争点を形成して初めて審査される事項になる。

肢ウ

仮執行宣言はふせる。宣言なので，判決ではない。申立て不要。

宣言：「意見・方針などを外部に表明すること」

肢エ

免除は無理。

原則から考える。認容の場合，全額即執行して，私権の実現を図るのが筋。

不都合，財産がなければ，実現が図れない。

被告も資力が乏しければ，生活にも支障が出る。

したがって，被告の利益にも配慮できるようにすべき。

そこで，分割払い等ができる。原告も，債権が全額回収できた方が良い，被告を不当困らせる権利まではないので，やむをえない。

一部，免除は無理。認容の原則から離れすぎ。

肢オ

訴訟物は，特定された一部。明示しないと，一部請求とならない。

処分権主義から自由が原則だが，明示しないと被告に不意打ちとなるため

明示があれば一部請求，有効。

審判の対象は，訴訟物のため相殺債権があれば，一部を基準に，相殺債権を判断すべきと思える。(内側説)

不都合，一部請求を行った原告の合理的意思が害される。

予め，相殺の抗弁を予定して一部請求した場合もあるため。

したがって，外側を基準に判断すべき必要がある。

訴訟物を基準に判断すべきなのは，当事者の不意打ち防止。

一部請求の場合は，実質的に，訴訟物全体について審理がされている。

被告としても，争う機会があった以上，不意打ちとはいえない。

したがって，裁判所としては外側を基準に判断し，全額について認容する判決ができる。

予備２９－４２

肢１
　訴訟物：土地契約終了に基づく建物収去土地明渡請求
　C に貸し渡した場合は，訴訟物は承継しない。
　C は契約の当事者でもなんでもないから。
＜悩み＞
　義務承継人の解釈。素直に読むと，訴訟物に対して義務を負うでは。
　不都合。紛争の一回的解決ができなくなる。承継を認めるべき

肢２
　承継人，訴訟物の義務を承継したとも読める。貸渡し場合は，承継していない。
　請求原因，契約の成立，契約に基づく引渡，期間終了，建物が期間中に立てられたこと。

　C は建物の賃借人。土地の契約の当事者でない。土地と建物は，契約が別である以上，訴訟物の承継はない。よって，１１５条１項３号に当たらないこととなる。
　実際は，一回的解決が図れないという問題がのこる

肢３
　紛争の主体たる地位。訴訟物だと狭すぎる。しかし，無制限に広げすぎるのも，手続上問題。紛争の一回的解決の必要性と，訴訟を承継させても，元の被告と比して適切な訴訟活動が期待できるものには承継人としての活動を許容すべき。
　C は，不法占拠者。契約当事者との関係で全く無関係な者。このものに保障が与えても，B とは無関係である以上，代替的手続保障がない。承継人として適切に活動できない以上，紛争の主体たる地位には当たらない。

肢４
　建物所有権を引渡し場合は，紛争の主体たる地位が移っているといえる。
　B から C に移ったといえる。
　建物の法律関係において，譲渡前 B と同じ立場に立つ。熱心に訴訟活動を行わせるべきもの。
肢５
　この場合は，１１５条１項の承継人にあたる。代替的手続保障がある。

予備２９－４３

肢１

文理上は，「終局判決」。したがって，差戻された場合，終局判決が形式にはあるので，訴えを取り下げると，その後，再訴禁止にかかるのでは。

不都合。差押え後に，当事者の話し合いで取消差消した後，仕切り直しもできなくなる。

終局判決の場合に，禁止とした趣旨。裁判所の判決を徒労に終わらせて，当事者の訴権の濫用を防止する物。本件の場合は，保護すべき判決そのものがない。

よって，２６２条２項の適用はない。

裁判を受ける権利　VS　訴訟経済（公共の福祉），濫用防止　の対立

肢２

口頭弁論の口頭主義が原則。書面はあくまでも補完。直接も関係する。

理由，裁判を受ける権利の保障（柔軟な訴訟活動）を認める，手続保障により誤判を防止する。

書面で承諾すれば出頭しなくても良いのでは。不都合。誤判の危険が大きくなる。

間違った人権侵害の危険が生じる。そこで，片方が来た場合に限り，認められる。（２６４条）

対立利益

人身の自由　　VS　　誤判の防止。手続の法定，適正

双方欠席の場合，後ろの方が大きいと判断する。

肢３

既判力。制限付既判力説。手続の前提が違うので，解釈で修正。再審以外もいける。

方法，期日の申立のみで，争わせるべきでは。不都合，問題が解決できない場合がある。

和解確認でも OK。

紛争の早期解決の必要性はあるが手続保障があって許容される。

肢４

口頭主義・直接主義。誤判の防止。書面は補完。放棄，認諾も訴訟行為。口頭，直接で行うべきでは。不都合，単純な訴訟行為。わざわざ出頭を認めるのも不当に当事者を拘束する。もっとも，誤判の危険もある。そこで，片方出頭のみできるとしている。

人身の自由　　VS　　誤判の防止。手続の法定，適正

肢５

離婚の場合，認諾可。実体法を反映することを意識する。

人訴は基本，認諾ができないが，公益に絡むため，一般に当事者に処分権がないから。

親子関係を想定する。離婚の場合は，協議でできる以上，パラレルに考える。

予備２９－４４

肢１
　所有権確認訴訟，和解できる。境界確定は和解できない。
　和解，処分権主義。認められる意味を説明。
　訴訟の開始，訴訟物の特定，判決によらない訴訟の終了を当事者の権能とする建前。
　私的自治の延長から認められる。
　境界確定，公益にかかる問題である。当事者に処分権ない。

肢２
　境界確定の訴えの法的性質。（　形式的形成訴訟　）
　中間確認の訴えはできない。実質，非訟

　所有権に基づく土地明渡請求訴訟。
　訴訟物，（　物権的請求権　）であり，（　物権　）は，理由中の判断にすぎない。
　紛争の一回的解決のため，中間確認が認められる。
　※論文の際は，条文の要件に当てはめよう。
肢３
　所有権の確認は，処分権主義が妥当する。
　境界確定は，実質（　非訟　）なので裁判所の後見的な解決が期待される。

肢４
　当事者適格：訴訟物について当事者として訴訟追行を行わせるべき者，判決の名宛人になることで，判決による紛争解決が期待される者。
　既判力の正当性の根拠から想定する。
　裁判が何のために行うべきから導く。
　登記名義人でも，実体がなければ熱心に争うわない。実際に不利益を及ぶ者に対して，既判力の正当性の基礎がない。したがって，各所有者がもつ。

肢５
　所有権の確認訴訟の場合は，処分権主義なので，範囲を特定すべき。
　境界の場合は，必ずしも特定はいらない。特定することで請求権者に審理上も，不利になる恐れも考えられる。特定の目的。審判の対象，被告の防御の範囲を示す。
　対象物さえ特定されていれば，境界について防御はできる。

予備２９－４５

肢ア
　双方審尋主義。通知する必要はある。
　通知がなければ対応できない。

肢イ
　人証と書証は別。したがって，当然には代えられない。
　しかし，迅速に手続を進める必要がある。
　そこで，異議がなければ変えられる

肢ウ
　司法委員は，簡裁の裁判官を手助ける人。
　一般の国民の感覚で良識を手助けする。

肢エ
　本件の場合，請求認容が原則であるが，執行面から考えると，実効性が期待できない。
　そこで，実効性を確保するべく和解に対する決定ができる。

肢オ
　簡裁でも反訴を認めて一気に解決できるようにする必要あり